総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等の概要について

内閣府所管の独立行政法人に対し、「平成20年度における内閣府所管独立行政法人の 業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」が平成21年12月9日に 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から内閣府独立行政法人評価委員会あて提 出されました。

以下にそれぞれの概要(抜粋)を示します。

【具体的な指摘部分(資料5-2:4~15頁)】

4 平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果 (契約の適正化に関するもの) についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、①評価を 行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において 契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなさ れている。

しかしながら、内閣府所管4法人の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。)をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、内閣府所管4法人のうち、<u>行</u> 政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある2法人に ついては、表4-(1)のとおり、例えば、総合評価方式等を実施する場合のマニュ アル等が整備されていないにもかかわらず、評価結果においては、マニュアル等が

整備されていないことについて言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、総合評価方式による契約の実施に当たっては、当該契約の公正性や透明性を確保し、客観的に技術的要素等の評価を行うため、あらかじめマニュアル等を整備しておくべきであり、当該マニュアル等の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備 の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政 管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価 を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-(1)	契約に係る規程類に関する評価結果
43.4	1/	

)+ 1 <i>b</i>	未措置の状況				
法人名	(府省評価委員会の評価結果の状況)				
国立公文書館	・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マ				
	ニュアルを整備していない(言及なし)				
北方領土問題対策協会	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定め				
	ていない (言及なし)				

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。
 - 2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、内閣府所管4法人のうち、3法人においては、表4-(2)のとおり、「随意契約審査委員会」などの組織を設置し、このうち2法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される入札監視委員会において、入札の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない1法人においても、表4-(2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨

の言及などがなされている。

しかしながら、<u>表4-(2)のとおり、以下の①</u>~④に留意した検証が評価結果に おいて言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)(3 法人)
- ② 契約事務の一連のプロセス(2法人)
- ③ 執行・審査の担当者(機関)の相互けん制(3法人)
- ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え 方(4法人)

今後の評価に当たっては、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、 契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、 評価結果において明らかにすべきである。

表4-(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

	審査組織等の設置 注 2						既存体制の強化等 注4					
法人名	組織の名称 注3	組織数	左のうち外 部の第三者 を構成員と する組織数	計監査人 のチェッ		決裁過程 の見直し 等	その他	評価結果 注 5				
国立公文書館	次期システム仕様書検討委員会、評価ワーキング委員会、機種選定委員会	3	3	0	0			ı				
国民生活センター		0	0	0			0	_				
北方領土問題対策協会	随意契約審査委員会	1	0	0				2				
沖縄科学技術研究基盤 整備機構	調達に関する第三者委員会	1	1		0	0		123				
合計 (内閣府所管)		5	4	3	2	1	1	①1 ②2 ③1 ④-				
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47				

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 - 2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者(理事長など)や執行責任者、民間有識者などから構成 され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をい う。
 - 3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。
 - 4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引き下げ等が含まれる。
 - 5 評価の視点等に示された、①審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした

方針)、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制、④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進ちょく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちょく状況等に関して、内閣府所管 2法人については、表4-(3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた目標件数を既に達成しており、評価結果において、「随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとしており、平成20年度までに、同計画で対象としていた随意契約2件、企画競争2件の契約を競争入札2件、企画競争2件の契約に計画どおり移行」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、2法人の随意契約については、削減目標件数に達していない状況が見られるものの、「随意契約の見直しに関して(1)随意契約(企画競争・公募を除く)の割合は、契約件数で平成19年度63%が37%に、契約金額で平成19年度53%が30%にそれぞれ減少した。(2)随意契約見直しの取組が着実に進められているが、一般競争入札などの一層の促進を求めたい。」などの評価がされている。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人 の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちょく状況等の検証結 果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表 4-(3) 随意契約見直し計画の進ちょく状況 (単位:件、億円)

法人名	18 年度		19 年度		20 年度		見直し	達成	
伍八 石	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	状況
国立公文書館	56	3.9	36	2.6	15	1.4	11	1.0	_
国民生活センター	53	13.0	27	10.4	18	9.8	8	0.6	_
北方領土問題対策協会	2	0.4	2	0.4	0	0	0	0	達成
沖縄科学技術研究基盤整 備機構	217	23.4	191	21.5	24	9.7	24	9.7	達成
☆	328	40.7	256	34.9	57	20.9	43	11.3	

⁽注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

² 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人につ

いては「達成」と記載した。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。内閣府所管4法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めているなどの措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

内閣府所管1法人については、表4-(4)のとおり、一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1 者応札で再委託割合が高率 (50%以上) となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができているかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1 者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-(4) 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事					
国民生活センター	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等					
	において措置条項を定めていない					

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 - 2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載した。

(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡)により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、内閣府所管1法人については、評価結果において、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されている。

しかしながら、<u>3法人については、評価結果において、1者応札となっている</u> 原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4-(5)のとおり、2法人については、平成20年度における一般競争 入札のうち1者応札となっている契約の占める割合が高率(1者応札率が50%以上)であるが、うち1法人については、原因等について評価結果において言及されていない。また、3法人については、平成19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、うち2法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に

応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、そ の原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表4-(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

			1者応	契約の状況(上段: 件数(件)、下段:金額(億円))								
府省名	法人名	1者応札 率が 50%以上 となって いる	札件数 割合が 19 年度よ り増加 してい る	平成 19 年 度の一般 競争入札 数(A)	平成 19 年度の 一般競 争入札 におけ る1者 応札数 (B)	平成19年 度の一般 競争入札 における 1者応札 割合(C) (B÷A)	平成20年 度の一般 競争入札 数(D)	平成 20 年度の 一般競 争入札 におけ る1者 応札数 (E)	平成20年 度の一般 競争入札 における 1者応札 割合(F) (E÷D)	増減 (E-B)	割合増減(F-C)	評価結果
国立公文書館				24	9	37. 5%	30	10	33. 3%	1	-4. 2%	
	国立公义音略			4.3	3. 3	76. 7%	3.7	2. 7	73.0%	-0.6	-3.8%	
	国民生活センター		0	24	2	8. 3%	48	12	25. 0%	10	16. 7%	
内閣府			0	2. 4	0.2	8.3%	12. 4	1.3	10.5%	1. 1	2. 2%	
	北方領土問題対策協会		0	4	1	25. 0%	6	3	50.0%	2	25. 0%	
				0.4	0	0.0%	0.5	0.1	20.0%	0. 1	20.0%	
	沖縄科学技術研究基盤整			70	40	57. 1%	135	81	60.0%	41	2. 9%	0
	備機構	0	0	78.6	58. 3	74. 2%	69. 1	9. 3	13.5%	-49.0	-60.7%	
合計		2法人	3法人	122	52	42. 6%	219	106	48. 4%	54	5. 8%	
	(内閣府)			85. 7	61.8	72. 1%	85. 7	13. 4	15.6%	-48. 4	-56. 5%	
	合計		F7.3+ I	24306	10809	44. 5%	35711	17423	48. 8%	6614	4. 3%	
	(独立行政法人全体)	33 法人	57 法人	9575. 1	2664.6	27. 8%	11475. 4	4377.9	38. 2%	1713. 3	10. 3%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 - 2 一般競争入札において1者応札となっている理由等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等 について言及がされている法人は、評価結果欄に「〇」を記載した。
 - 3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。
 - 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i)特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立 行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第57条第3項の規 定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮して定め られなければならないとされており、ii)特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員 給与の支給基準についても通則法第63条第3項の規定により、業務の実績を考慮し、か

- つ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。 独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられること や財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置を講じられている。
 - ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
 - ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表し、その際、特に、国家公務員と比べて給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。
 - ③ 各府省評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成20年12月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(平成21年3月30日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。)において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i)上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii) 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を 行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが 重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレク リエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以 外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事 業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意 する」としている。

本年6月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人(101 法人)における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、 給与水準の比較対象に含まれる諸手当(超過勤務手当や特殊勤務手当等(時間数や回数 など勤務の実績に応じて支給されるもの)及び通勤手当以外の手当)の支給額等が給与 水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

1 諸手当

(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が 100 を超えている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの(以下「国と異なる諸手当」という。)を設けている法人は、39 法人(延べ76 手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人(延べ27 手当)となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその 適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものと なっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する 理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

	事項	法人名			
国と異なる諸	期末手当(期末特別手	国民生活センター			
手当	当)、勤勉手当				
法人独自の諸手	肃	国民生活センター			

2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況をみると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「福利厚生費については、レクリエーションに関する経

費等が支出されておらず、健康診断、人間ドック受診に関する補助等、必要最小限度に とどめられている。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対	国民生活センター
する給付等に係る事業に対する法人から	
の支出(互助組織が法人からの補助(包	
括補助を含む。)を受けて行う支出も含	
む。)	

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成19年12月11日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、<u>勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び</u> <u>効率化が、的確な業務の進ちょくと併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格</u> かつ的確な評価に努められたい。